

鈴鹿市地域防災計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）

整理番号	分野	部	章	節	節名称	現計画のページ	修正概要	修正理由
1	防災基本計画修正への対応	第2部 風水害等対策編	2	14	公共施設・ライフライン施設の安全対策計画	57	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、備蓄空地等の整備などの防災対策の推進に努める旨を記載。	国の防災基本計画の修正による
		第3部 地震・津波対策編	2	2	公共施設・ライフライン施設の安全対策計画	190	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、備蓄空地等の整備などの防災対策の推進に努める旨を記載。	国の防災基本計画の修正による
2		第2部 風水害等対策編	2	22	被災者の生活再建に関する事前計画	76	災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備に努める旨を記載。	国の防災基本計画の修正による
		第3部 地震・津波対策編	2	22	被災者の生活再建に関する事前計画	247	災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備に努める旨を記載。	国の防災基本計画の修正による
3	県地域防災計画修正への対応	第2部 風水害等対策編	2	15	避難対策計画	60	やさしい日本語やピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図る旨を記載。	県の地域防災計画の修正による
		第3部 地震・津波対策編	2	10	避難対策計画	216	やさしい日本語やピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図る旨を記載。	県の地域防災計画の修正による
4		第3部 地震・津波対策編	2	5	地震火災の予防計画	202	空中消火について、を活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動の実施を要請する旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
5		第2部 風水害等対策編	2	7	文教対策計画	38	児童生徒の安否確認の手段を検討する旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
		第3部 地震・津波対策編	2	7	文教対策計画	208	児童生徒の安否確認の手段を検討する旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
6		第2部 風水害等対策編	2	8	通信整備計画	39	避難所等におけるWi-Fi設備等のインターネット環境の整備に努める旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
		第3部 地震・津波対策編	2	8	通信整備計画	210	避難所等におけるWi-Fi設備等のインターネット環境の整備に努める旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
7	令和6年能登半島地震の支援から得た気付き	第2部 風水害等対策編	2	11	防災訓練計画	46	訓練を通じて災害時に主体性を持って迅速に行動できる職員や災害対応の専門的な知見を有する職員の育成に努める旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
		第3部 地震・津波対策編	2	12	防災訓練計画	225	訓練を通じて災害時に主体性を持って迅速に行動できる職員や災害対応の専門的な知見を有する職員の育成に努める旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
8		第2部 風水害等対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	71	応援機関の受入れが可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
		第3部 地震・津波対策編	2	21	受援・応援体制の整備計画	245	応援機関の受入れが可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
9		第2部 風水害等対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	71	三重県広域受援計画と整合した市の受援計画を策定に取り組む旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
		第3部 地震・津波対策編	2	21	受援・応援体制の整備計画	246	三重県広域受援計画と整合した市の受援計画を策定に取り組む旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
10		第2部 風水害等対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	72	被災地に応援職員を派遣する際は、県と協力して応援職員の活動拠点の確保、女性職員が安心して活動できる環境の確保、確実に業務の引継ぎができる方法の検討、派遣体制などをあらかじめ検討するように努める旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため
		第3部 地震・津波対策編	2	21	受援・応援体制の整備計画	246	被災地に応援職員を派遣する際は、県と協力して応援職員の活動拠点の確保、女性職員が安心して活動できる環境の確保、確実に業務の引継ぎができる方法の検討、派遣体制などをあらかじめ検討するように努める旨を記載。	三重県作成の南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針への対応のため